

事務次官  
右官舎  
官舎

参事官

法規課長 北東アジア課長

極秘

秘密指定解除  
公文書監理室

シニール  
ス

政第2673号

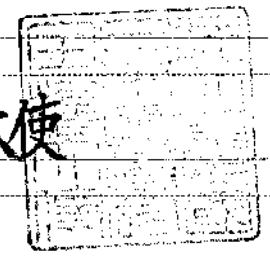
昭和42年6月17日

在韓時人遺骨の調査に關し、調査  
の進捗の如何も、事件を 添付の如く  
本通の建前等事を知照いたし、(北東アジア課長)。

外務大臣殿

在大韓民國

上川臨時代理大使

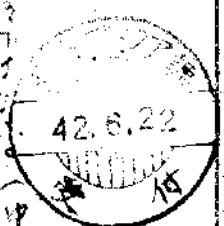


在日朝鮮人遺骨問題について

1. 6月17日 求めにより 往訪した 三谷に対し  
崔東北重州課長は、在日朝鮮人遺骨内  
題につき 要旨つぎのとおり 述べた 趣である。

(1) 本件については、日本側の 好意的 御協力  
で 大部 話合ひが 進展をみせて いたると  
その後、韓国側の 国内事情により 話合ひ

判明したものは、相続人の名に記して、請求書  
を提出し、引換は、相続人か、請求書に記した  
多後人(あるいは世帯主)に引換する。



が申断され今日に及んでいるが、7月1日に新国会が発足すれば、遺骨問題、北鮮帰還協定および樺太在留韓国人引揚問題が当然取上げられることが予想され、とくに遺骨問題については従来の経緯もあり、ゴタゴタが起さる可能性が濃い。他方、本件については、すでに双方の考え方もわかり、話合ひがある程度着詰つてきている次第でもあるので、この際早急に解決したいと考えている。

(2) 昨年韓国側が提示した試案(41年11月5日付<sup>経信</sup>政中3717号参照)に対する日本側見解については、非公式に断片的に承つてはいるが、正式な御返事を受けていないので、同試案に対する日本側見解を

承われない。~~同案~~ 韓国側は同案を一試案として提出したので、もし日本側の要望があれば、同案を補充し、ないし新提案を出してもよいと考えている。

(3) 同案の問題点は、緣故者が不明瞭な遺骨を如何に処理するかにあるが、韓国側としては一括引取りを強く希望する従来の立場に今も変わりはなく、緣故者判明分のみを引取り、~~残りの~~<sup>その他</sup>の遺骨は現状のままに残すということには同意できない。

(4) とりとて未解決のすゝ荏苒日を過ぎとも許されないので、私見ではあるが、緣故者判明分を引取り、未判明分は日本側で丁寧に埋葬され、これを以て本件遺骨問題は全般的かつ最終的に解決したこと

1. 遺骨の引取り  
 2. 遺骨の埋葬  
 3. 遺骨の調査  
 4. 遺骨の鑑定  
 5. 遺骨の保護

としてはどうかと考えている。

韓国側としては、行政組織およびその他の方法を通じ、犠牲者の発見に極力努めるが、最近では遺骨に対する問合せもほとんどない状況であり、政府が責任をもって上記の如く処理するとすれば、国民から反発がでるとは考えられない。

(5) (当方の質問に対し) 未判明分を日本に埋葬するという原則に了解ができれば、韓国側としては判明、未判明分を類別したリストを提出する用意がある。

(6) なお (当方の質問に答え)、在韓日本人遺骨調査に協力するという韓国側の立場には変わりはないが、まず在日朝鮮人遺骨問題解決にはつきりした目途がつかねば

御協力はおつかしいのではないかと思う。

2. 本件については、3月24日付<sup>書信</sup>要化中298号  
をもって御訓令に接したが、時をきたま  
大統領および国会議員選挙を控え、御訓  
令の趣旨を韓国側に説明することは時期  
的に極めて不適当と認められたので、今日  
までこれが説明を差控えてきたところ、今般  
韓国側より上述のとおり重ねて申入れをな  
された次第である。本件については、何れ適  
当な時期をみて御訓令の趣旨により韓国  
側に申入れをなすべき所存であるが、上記  
(4)項御検討の上、何分の儀、重ねて御回  
答賜りたい。